

乳児用おむつ購入費助成制度を ご利用ください！！

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳児を養育する保護者に対して、おむつ（布おむつ、おむつカバーを含む。）の購入費を助成します。



《支給対象者》

町内に住所を有し、1歳未満の乳児を養育している保護者

《助成対象となるおむつの購入期間と申請期日》

対象者区分	期間
町内で生まれた乳児	出生日から満1歳の誕生日の前日まで
満6か月未満に転入した乳児	転入日から満1歳の誕生日の前日まで
満6か月以降に転入した乳児	転入日から満1歳6か月を迎えた月末まで

《助成金額》

乳児1人につき **50,000円**（限度額）

※令和5年3月31日までに生まれたお子さんは、30,000円です。



《手続き方法》

おむつを購入後、申請期日までに、役場子ども未来課へ申請してください。
助成額が、上限額の50,000円になるまで随時申請できます。

《申請に必要なもの》

- ・申請書兼請求書

（町ホームページでダウンロードしていただくか、役場子ども未来課に置いてあります。）

- ・おむつ購入に係る領収証または購入を証する書類
- ・振込口座預金通帳

詳しくは、役場子ども未来課（TEL 73-1424）へお問い合わせください。